

○経済産業省告示第七十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年五月二十六日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岡田 直樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）以下「法」という。）第二十四条第一項の許可を</p>	<p>外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引は</p>

要する特定資本取引は次のとおりとする。

- 一 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第一号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号に掲げる契約を含む。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の貸付契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で電子決済手段等（法第六条第一項第九号に規定する電子決済手段等を含む。）の貸付契約に該当するものを含む。）に基づく特定資本取引

次のとおりとする。

- 一 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第一号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号に掲げる契約を含む。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の貸付契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で暗号資産の貸付契約に該当するものを含む。）に基づく特定資本取引を除く。）であって、次に掲げる者との間で行うもの（ただし、イに掲げる非居

を除く。)であつて、次に掲げる者との間で行うもの(ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては、平成十五年五月二十二日以前に締結された借入契約に該当する契約に基づく債権の変更又は消滅に係るものに限る。)

イ・ロ 「略」

二 居住者による特定資本取引(外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約(同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。))に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約

住者との間の当該取引にあつては、平成十五年五月二十二日以前に締結された借入契約に該当する契約に基づく債権の変更又は消滅に係るものに限る。)

イ・ロ 「略」

二 居住者による特定資本取引(外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約(同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。))に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約

で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で電子決済手段等の借入契約に該当するものを含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの（イ、ロ、ホ又はへに掲げる者との間で行うものについては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イ、レ 「略」

で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で暗号資産の借入契約に該当するものを含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの

イ、レ 「略」

三 居住者による特定資本取引のうち、対外直接投資（法第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいい、電子決済手段等の貸付けであつて同項に規定する金銭の貸付けに相当するものを含む。）に該当するものであつて、ロシア連邦において行われる事業に係るもの又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人（当該法人の外国（ロシア連邦を除く。以下この号において同じ。）にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくは当該法人に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る

三 居住者による特定資本取引のうち、対外直接投資（法第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいい、暗号資産の貸付けであつて同項に規定する金銭の貸付けに相当するものを含む。）に該当するものであつて、ロシア連邦において行われる事業に係るもの又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人（当該法人の外国（ロシア連邦を除く。以下この号において同じ。）にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくは当該法人に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係るもの

<p>もの</p> <p>四・五 「略」</p> <p>備考 「略」</p>	<p>四・五 「略」</p> <p>備考 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和五年六月一日から施行する。